

## 主権免除

【教科書：pp.101-103】

### I. 国家の主権免除とは？

主権免除（裁判権免除）：

根拠：

裁判は「強制」？

### II. 主権免除の範囲：絶対免除主義から制限免除主義へ

- 絶対免除主義：

背景：

- 制限免除主義：

背景：

➤ 日本の判例

松山事件 大審院決定昭和 3 年 12 月 28 日（民集 7 卷 1128 頁）

「凡ソ國家ハ其ノ自制ニ依ルノ外他國ノ權力作用ニ服スルモノニ非サルカ故ニ不動産ニ關スル訴訟等特別理由ノ存スルモノヲ除キ民事訴訟ニ關シテハ外國ハ我國ノ裁判權ニ服セサルヲ原則トシ只外國カ自ラ進テ我國ノ裁判權ニ服スル場合ニ限り例外ヲ見ルヘキコトハ國際法上疑ヲ存セサル所ニシテ…」

↓

横田基地事件 最二小判平成 14 年 4 月 12 日（民集 56 卷 4 号 729 頁、判時 1786 号 43 頁）

「国家の活動範囲の拡大等に伴い、国家の私法的不いし業務管理的な行為についてまで民事裁判権を免除するのは相当でないとの考えが台頭し、免除の範囲を制限しようとする諸外国の国家実行為が積み重ねられてきている。しかし、このような状況下にある今日においても、外国国家の主権的行為については、民事裁判権が免除される旨の国際慣習法の存在を引き続き肯認することができる…。（本件夜間離発着は）我が国に駐留する合衆国軍隊の公的活動そのものであり、その活動の目的ないし行為の性質上、主権的行為であることは明らかであって、国際慣習法上、民事裁判権が免除されるものであることに疑問の余地はない。」

国際法 I レジューメ (第 16 回)

- 国家行為の分類：
  - 主権的行為：
  - 事務管理的行為：
  
- 分類の基準
  - 行為目的説：
  
  - 行為性質説：
    - ◇ 問題点？
    - ◇ 実例
      - 米国・外国主権免除法 (具体的列挙)
  
- 強制執行からの免除
  - 絶対免除？

III. 戦争犯罪や大規模人権侵害の場合は？

- ピノチェト事件
  - 「国家元首」の免除
  - ピノチェトに免除は与えられるか？→否定

根拠：

- 逮捕状事件 (ICJ, 2002 年) コンゴ民主共和国対ベルギー
  - ベルギー「反『人道に対する罪』法」
    - 逮捕状発給 (コンゴの現職外務大臣に対して)
  - コンゴの主張：
  
  - ベルギーの主張：
  
  - 裁判所の判断
    - ◇ 「外務大臣」の免除？